

## 政務活動費減額条例改正案趣旨説明

私は大阪維新の会大阪市会議員団を代表いたしまして、議員提出議案第1号、大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案の提案趣旨説明を行います。

今回の条例改正の趣旨は、現在、条例で規定されている議員1人当たりの交付金額57万円を42万円に改正するというものであります。

本市の財政状況が未だ厳しい状況にあることは周知の事実であり、こうした状況下、市民の皆様には、市政改革などの多くの改革にご協力・ご理解をいただいていること、また、本市においても、職員の給与カットや職員数の削減を求めている中、政務活動費についても、市税により負担されていることを勘案するに、厳しい目で見ることが当然のことだと考えます。

また、政務活動費に関しては、他の自治体において不適切な使用や疑いがある使用の事案が続出している中、地方議会の信頼は大きく失墜しており、政務活動費の金額や情報公開のあり方について社会から厳しく問われている状況にあります。

大阪市会においては、特例条例により減額措置を講じているものの、議員1人当たり月額51.3万円の交付を受けています。この金額を、単純比較できない神戸市及び広島市を除く政令指定都市で比較いたしますと、横浜市、京都市に次いで第3位となっております。

大阪市特別職報酬等審議会では「市長・副市長の給料、議員報酬と同様、水準は旧五大都市の下位とする」という答申も出されております。

また、審議会の意見の中には、市財政が非常に厳しい状況で、政務活動費は支出内容の8割が事務所費及び人件費であることから、第2の報酬とみるべきで、議員報酬とセットで減額すべきものである、このような制度は世界中で日本だけであり、廃止、もしくは限りなくゼロに近いものにしないと市民は納得しないのではないかという意見もあることを鑑みるに、政務活動費は、現行の交付額より、減額する方向で調整することが、当たり前であり、我々が求められている姿勢だと考えます。

今回、我が会派の提案内容が実現するだけで、年間で約1億円近い財源が生み出されることに加え、今年度で、政務活動費の特例条例による減額も終わってしまうので、政務活動費の交付に関する条例に対し、何かしらの措置を講じなければ、交付額は、現行の51.3万円から57万円に戻ってしまい、より市民の負担が多くなることは必至です。

それを少しでも、現役世代への投資や将来世代の負担軽減に活用すべきではないのでしょうか。

これらのことに加えて、前回の市会においては、我が会派が提案した政務活動費のHP公開の条例改正案が皆様の反対により否決されたことも踏まえると、本条例案が仮に通らなければ、市民から本市会が政務活動費へのメスを入れることもしない、自らに甘く、何一つ改革できない議会と見られてしまうのではないかと危惧します。

議会では多くの議員が市民や将来世代のため、不断の行政改革の必要性を訴えていますが、我が会派としては、行政改革を求める以上は、市民の代表として議員自らが、まず身を切る改革を率先して行うべきであると考えます。

以上のことから、本条例改正案に議員各位の御賛同をいただきますことをお願い申し上げまして、提案趣旨説明といたします。御清聴ありがとうございました。